

No. 263号

2026年(令和8年)
4月7日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



鹿苑寺(金閣寺) (世界文化遺産)

目

- 着任のご挨拶
立川労働基準監督署長 大野 武見……………(2)
- 着任のご挨拶
立川労働基準監督署副署長 中田 卓次……………(3)
- 立川労働基準監督署人事異動のお知らせ
(令和8年4月1日現在)……………(3)
- 職場の「熱中症」を防ごう!……………(4)
- 令和7年立川署管内の労働災害発生状況(令和7年
12月末現在)……………(5)
- 病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力
義務になります!……………(7)

次

- 多摩立川保健所からのお知らせ……………(8)
- 「立協たより」広報部員による
丸ごと1ページ責任編集～No.60～……………(9)
- 「新春賀詞交歓会」開催される……………(10)
- 講習会開催のご報告……………(10)
- 令和8年度定時支部会員総会を開催いたします ……(10)
- 令和8年度会費納入のお願い……………(10)
- 編集後記……………(10)



立川労働基準監督署長就任挨拶

立川労働基準監督署長
大野 武見

このたび4月1日付けで立川労働基準監督署長に就任いたしました。

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

立川労働基準監督署での勤務は初めてとなりますが、管内の事業場で働く方々に安心して働いていただけるよう、微力ながら力を尽くす所存でございます。

さて、令和8年度、東京労働局では「働く人と職場の未来のためにTOKYO 2026」をスローガンとして各種重点対策を掲げており、当署においてはそれらを踏まえ、管轄地域の事業場の皆様と直接接する機関であることを念頭に、次の取組を重点として、労働基準行政の運営に努めてまいります。

第一に、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に注力するとともに、中小企業及び令和6年度から時間外労働の上限規制が適用となった建設業及び運輸業等に対しては、相談対応、説明会の開催や個別訪問などにより、長時間労働の抑制はもとより、基本的な労務管理体制の整備に向けた支援を実施してまいります。また、最低賃金につきましては、東京都最低賃金の周知とその履行確保に努めるとともに、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向け、業務改善助成金等の利用促進のための周知に取り組んでまいります。

第二に、労働災害防止対策の推進につきましては、第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく労働災害減少の目標達成に向けて、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策や、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進してまいります。また「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)等の周知を図り、高齢者も安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取組を進めてまいります。

第三に、労働保険制度につきましては、迅速かつ公正な保険給付など労働保険制度の適切な運営に引き続き取り組んでまいります。

皆様には引き続き当署の行政運営にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



着任の御挨拶

立川労働基準監督署副署長
中田 卓次

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部の会員の皆様には、日頃より労災補償行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動で着任いたしました中田と申します。

立川労働基準監督署の勤務は初めてではございますが、一日も早く管内状況を把握し、被災労働者等に対する迅速かつ公正な労災保険給付及び労働保険未手続事業場の解消に、積極的に取り組んでまいります。

さらに、職員一人ひとりが労災補償行政の果たす役割を自覚するとともに、近年の労災保険の新規受給者数の増加など、社会の変化に伴う状況に応じ、柔軟に業務の改善を図り、セーフティネットとしての役割を果たせるよう努めてまいります。

会員事業場の皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



立川労働基準監督署人事異動のお知らせ

令和8年4月1日付けで下記のとおり幹部職員の人事異動がありましたので、お知らせします。

	転 出	転 入		転 出	転 入
署 長	ヤナギ タ カ コ 柳 多 賀 子	オオ ノ タケ ミ 大 野 武 見			
副署長 (方面・安全衛生等)	異 動 無 し	ヨコ ヤマ タカ シ 横 山 高 志	副署長 (労災補償等)	ジン ボ ノリ コ 神 保 経 子	ナカ ダ タク ジ 中 田 卓 次
第1方面 主任監督官	カワムラユウ コ 河 村 有 子	サ トウ ダイ スケ 佐 藤 大 介	第2方面 主任監督官	コ バヤシ タカ シ 小 林 高 士	オオ タニ マ ユ ミ 大 谷 真 弓
第3方面 主任監督官	ヤマ ダ リョウ 山 田 竜	サカ イ トモ コ 坂 井 智 子	第4方面 主任監督官	異 動 無 し	トク ダ タク ヤ 徳 田 拓 也
安全衛生課長	タ ナカ コウ イチ 田 中 好 一	ホシ ノ サトル 星 野 智	労災第1課長	モリ ミ ホ 森 美 穂	ヤマ ダ ミ ユ キ 山 田 深 雪
労災第2課長	異 動 無 し	ワタ ナベリユウイチ 渡 邊 龍 一	補償課長	異 動 無 し	ミ カワ エ リ 三 河 恵 理

令和 7 年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業 日数	労働災害の概要	熱中症予防対策(別) 下の表もご確認ください。
建設業	60 歳代	14 日	前日から外構工事作業に従事。帰途中に体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。 熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。	・医師等の意見を踏まえた就業上の配慮(11) ・健康状態の確認(13) など
警備業	20 歳代	7 日	明から建設現場での交通誘導警備業務に従事。作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。 フルタイム勤務でないこと暑熱順化ができていなかった。	・暑熱順化への対応(7) ・健康状態の確認(13) など
飲食店	20 歳代	27 日	厨房内での揚げ物の調理に従事。作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。 エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。	・暑さ指数的把握と評価(1) ・暑さ指数的低減(スボットクーラーの設置等)(4) など
廃棄物 処理業	30 歳代	7 日	ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で廃棄物の選別作業に従事。送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。	・送風機の増設(4) ・ファン付き作業服の稼働状況等の確認(13) など

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

- JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT 基準値に照らし評価すること。
- リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
- 事業者、産業界、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者を中心となり、熱中症予防対策を検討することも、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
- 設備的対策等により暑さ指数的低減の取組に努めること。
- 作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
- 作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施すること。
- 計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を把握し、必要に応じて配慮を行うこと。
- 自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
- 服装等を見直し、透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
- プレクーラー、深部体温を下げるため、冷水やアイスラシー(流動性の氷状飲料)等を摂取させること。
- 健康診断結果に基づき対応
①糖尿病、②高血圧症、③心臓病、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
- 日時の健康観察
睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
- 健康状態の確認
作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の者に状況を確保すること。
- 労働衛生教育
①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の対応処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
- 異常時の対応(重篤化の防止)
連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異常を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

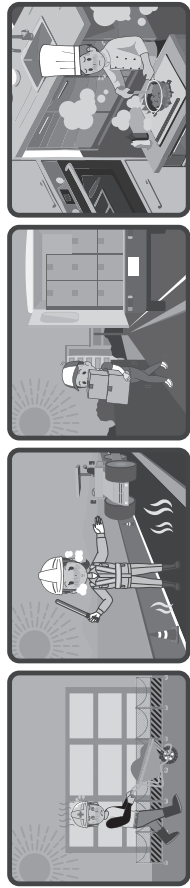
東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。
また、東京労働局公式 J 及び公式 YouTube チャンネル J でも各種情報を発信しています。



不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

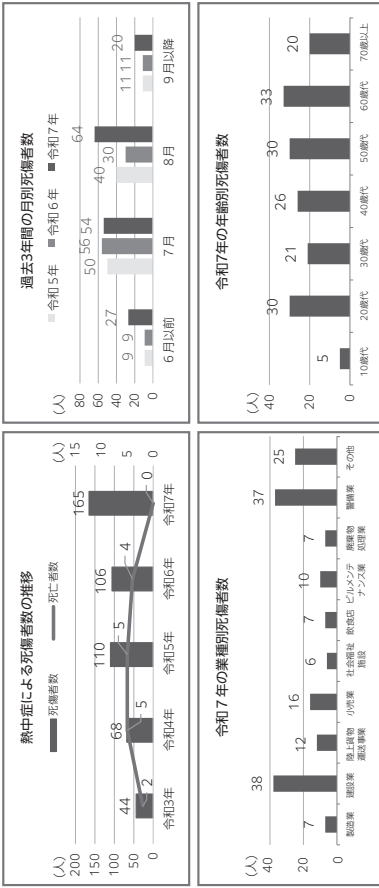
職場の「熱中症」を防ごう!

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和 7 年の死傷者数は、統計開始以降最多となっております。



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から10月(熱中症予防対策期間)まで「熱中症予防対策」を推進しています。

働く人の多くが使える熱中症ガイド

高齢者労働者も活用し、対象の労働者が労働現場にいない場合は、労働現場に設置する労働者への熱中症予防対策の一環として活用をお願いします。

職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)

教育・研修動画

暑さ指数的把握と予測

暑さ指数的把握と予測

暑さ指数的把握と予測

暑さ指数的把握と予測

東京労働局・労働基準監督署



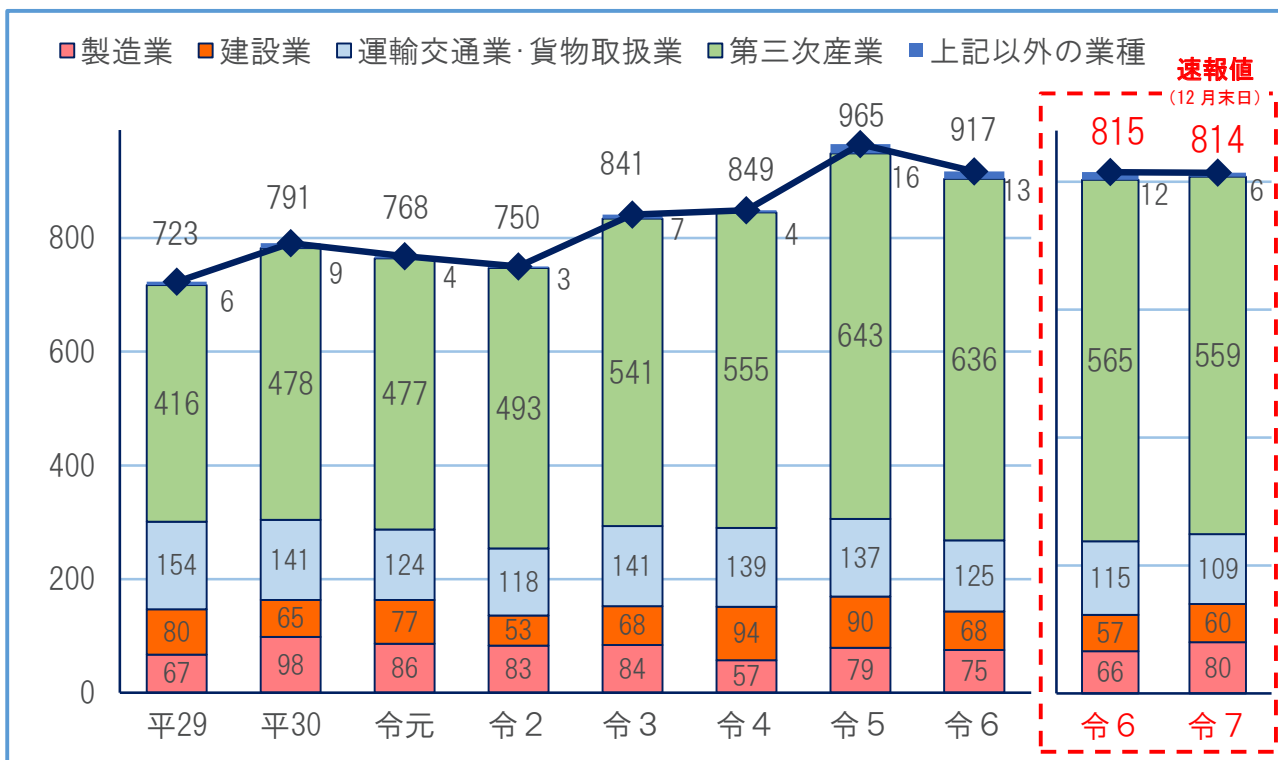
～トップが発信！みんなで一言一人一人が「安全・安心」～

令和 7 年 立川署管内の労働災害発生状況 (令和 7 年 12 月末現在)

◇ 死傷災害の被災者数 (休業 4 日以上) ※新型コロナ除く

令和 7 年における休業 4 日以上死傷災害の被災者数は 814 人で、前年 (814 人) より 1 人減少 (-0.1%) しています。

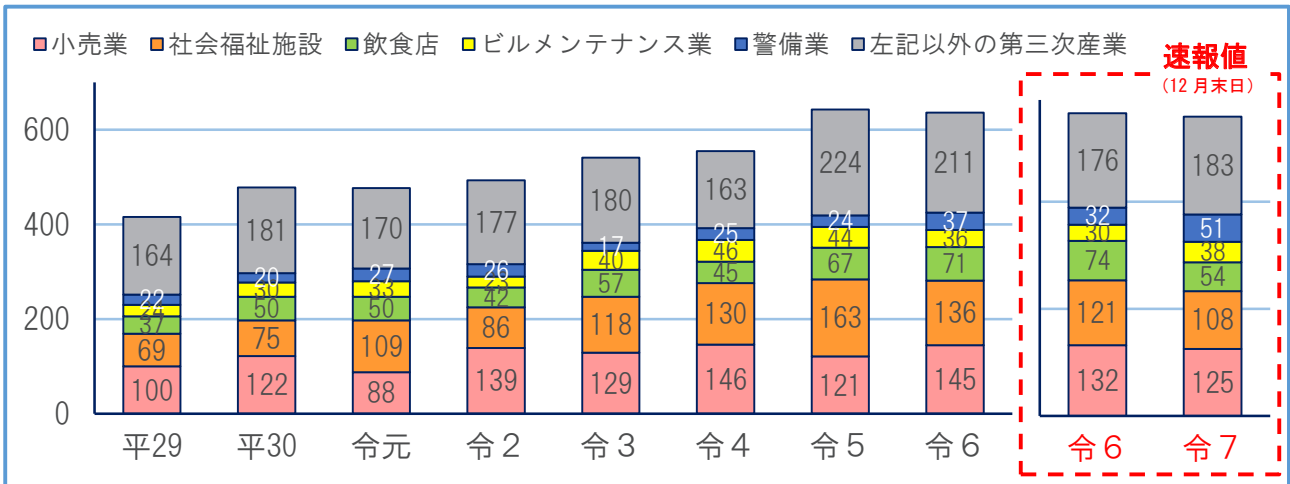
業種別では、製造業 (+21.2%)、建設業 (+5.3%) で増加し、運輸交通業・貨物取扱業 (-5.2%)、第三次産業 (-1.1%) で減少しています。



速報値
(12 月末日時点)

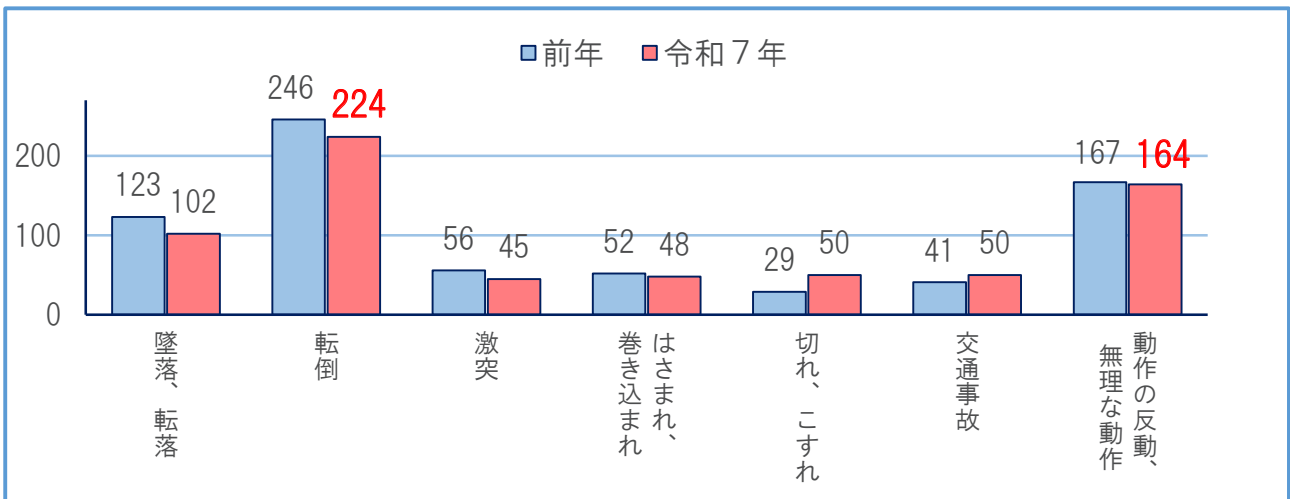
	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 6 (速報)	令 7 (速報)
製造業	67	98	86	83	84	57	79	75	66	80
建設業	80	65	77	53	68	94	90	68	57	60
建築工事業	45	43	50	40	37	59	63	49	40	39
運輸交通業・貨物取扱業	154	141	124	118	141	139	137	125	115	109
陸上貨物運送事業	120	112	97	97	115	115	116	96	86	76
ハイヤー・タクシー業	32	24	24	10	13	6	13	16	16	15
第三次産業	416	478	477	493	541	555	643	636	565	559
小売業	100	122	88	139	129	146	121	145	132	125
社会福祉施設	69	75	109	86	118	130	163	136	121	108
飲食店	37	50	50	42	57	45	67	71	74	54
ビルメンテナンス業	24	30	33	23	40	46	44	36	30	38
警備業	22	20	27	26	17	25	24	37	32	51
上記以外の業種	6	9	4	3	7	4	16	13	12	6
全産業	723	791	768	750	841	849	965	917	815	814

◇ 第三次産業における死傷者数（休業4日以上） ※新型コロナ除く



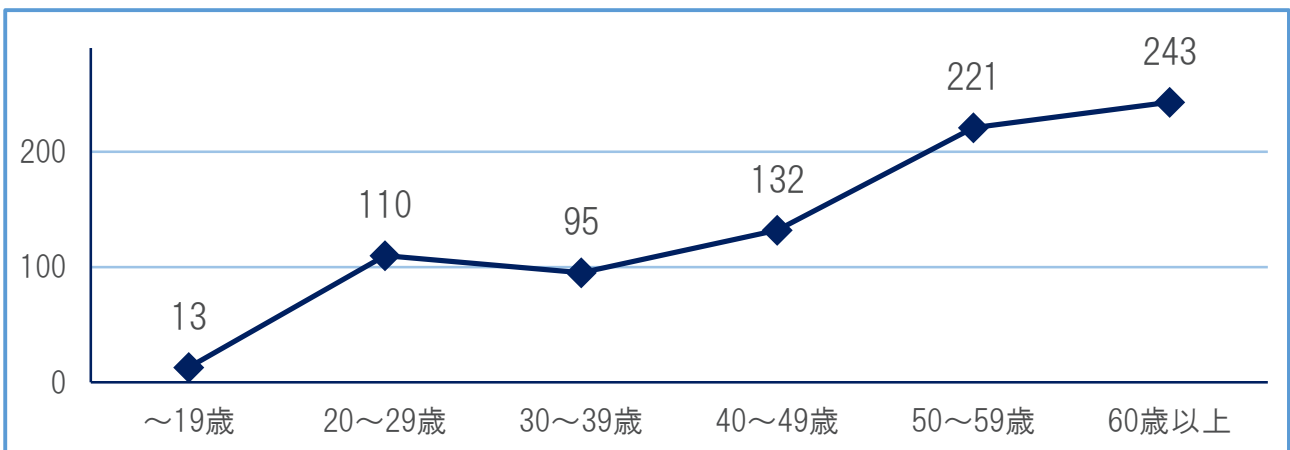
◇ 主な事故の型別（休業4日以上）

事故の型別では、新型コロナウイルスによるものを除くと、「転倒」による災害が224人（27.5%）、「動作の反動、無理な動作」による災害が164人（20.1%）発生し、全体（814人）の4割以上（47.7%）を占めます。



◇ 年齢別（休業4日以上） ※新型コロナ除く

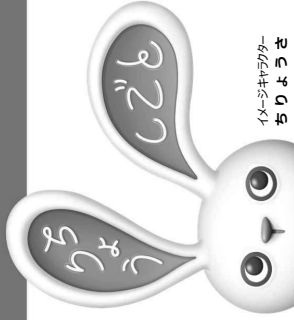
年齢別では、20歳代、30歳代が少なく、50歳以上で多く被災しています。



全ての事業主の方へ

令和 8 年
4 月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！



改正労働施策総合推進法（令和 7 年法律第 63 号）により、令和 8 年 4 月 1 日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

イメージキャラクター
ちりよりさ

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまいうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をすることを労働者は増えています。



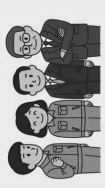
治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になるっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。



両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。



厚生労働省 都道府県労働局 健康(安全)課

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出 ● 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ● 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明 ● 研修等を通じた意識啓発 ● 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病欠休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

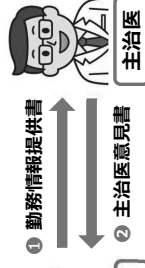
③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。

④ 両立支援の申出

勤務情報提供書の作成支援
主治医意見書の提出

様式例：
[勤務情報提供書]
[主治医意見書]
[両立支援カード]
[両立支援/職場復帰支援プラン]



両立支援ナビをシェア

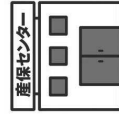


厚労省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、指針に沿った取組の実践的ガイダンス
・企業の取組事例
など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



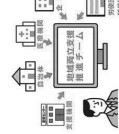
社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てよう。
両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けられるので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援
・事業主と労働者の間の個別両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援
等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、
・両立支援のイベントの実施
・事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報提供
等を行っています。

(多摩立川保健所からのお知らせ)



くすりを正しく使いましょう



薬はきちんと効くように、使用する時間や回数（用法）、使用する量（用量）が決められています。

薬は、医師や薬剤師等からの説明や説明書に記載されたとおりに使用することが大切です。薬を多く飲むことによって副作用、中毒症状が現れることがあります。また、症状が治まったからといって薬の使用をやめてしまうと、病気の再発や完治しないおそれがあります。

このような不適切な薬の使い方によって起こる問題の一つが、薬剤耐性（AMR : Antimicrobial Resistance）です。薬剤耐性とは、感染症の原因となる細菌に抗菌薬が効きにくくなる、または効かなくなることです。薬剤耐性菌が増えることで、これまで適切に治療を行えば回復できた感染症の治療が困難になると懸念されています。抗菌薬を有効に使うために皆様を知ってほしいことをまとめました。

① 処方された抗菌薬は決められた期間きちんと飲み切りましょう

症状が軽くなったからといって途中で飲むのを止めてしまうと十分な効果が期待できません。特に抗菌薬の中途半端な使用が、耐性菌を増やす原因になることがあります。



抗菌薬が効く

② 以前に処方された抗菌薬が残っていても、それを自己判断で飲むことは止めましょう

似たような症状でも、ウイルス性のかぜの場合には、効果がありません。また、不適切な使い方をすることで、新たな耐性菌の出現につながります。



抗菌薬が効かない

副作用など心配なことは、医師・薬剤師に相談しましょう。「薬の飲み合わせ」や「残薬の扱い」、「一般薬で良いか、受診が必要か」など、お薬を受け取った後でも相談が出来ます。



薬剤師のいくちゃん

■薬物問題の相談

薬のことで悩みを抱えている場合は、匿名で相談できる窓口もあります。

(相談窓口についてはこちら)



■薬育について

薬育は、子供のうちから薬の効果や副作用、使い方などを学ぶことをいいます。多摩立川保健所では教育機関や薬剤師の方々と共に薬育活動の普及啓発に取り組んでおります。(薬育についてはこちら)



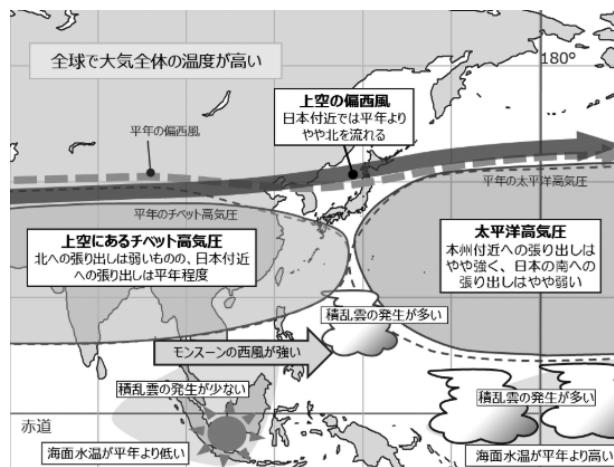
「立協たより」広報部員による 丸ごと 1 ページ責任編集 ～ No. 60 ～

『今年の夏の天候・気候について』

まずは、2025年夏の天候について振り返ってみます。昨夏は6月に梅雨明けとなった地域が多く、3年連続で平均気温を大きく上回る高温となり、東日本では記録的な多照になったことを記憶している方も多いのではないでしょうか。更に詳しく見てみますと、北・東・西日本では夏として統計開始（1946年）以降、最も高い気温を記録しました。群馬県伊勢崎市では国内の歴代最高気温となる41.8℃を観測したほか、夏の猛暑日や日最高気温40℃以上となった延べ地点数についても、記録を更新しました。

さて、2026年夏の天候についてですが、2026年2月24日に気象庁から発表された3ヶ月予報（6月～8月）では、「暖かい空気に覆われやすいため、夏の気温は全国的に高く、夏の降水量と梅雨時期の降水量は、全国的にほぼ平年並みの見込み」という予報になっています。その理由について気象庁は、下記のような海洋と大気の特徴が予測されると発表しています。

1. 地球温暖化の影響により、全球で大気全体の温度が高いでしょう。
2. エルニーニョ現象が発生する可能性があり、海面水温は太平洋赤道域の東部から中部で高くなるでしょう。また、インド洋熱帯域の南東部で低い見込みです。このため、積乱雲の発生は太平洋赤道域の日付変更線付近とフィリピンの東方海上で多い一方、インドネシア付近で少ないでしょう。
3. これらの影響により、上空の偏西風はユーラシア大陸では平年より南を流れるものの、日本付近では平年よりやや北を流れる見込みです。チベット高気圧は北への張り出しは弱いものの、日本付近への張り出しは平年程度でしょう。また、太平洋高気圧の本州付近への張り出しはやや強く、日本の南への張り出しはやや弱いでしょう。
4. これらのことから、日本付近は暖かい空気に覆われやすいでしょう。



数値予報結果をもとにまとめた予想される海洋と大気の特徴
【気象庁HP：暖候期予報（2026年2月24日発表）より】

昨年の夏は記録的な猛暑となり、熱中症で多くの方が救急搬送されるなど社会的影響が大きく、皆様にとっても強く記憶に残る夏だったのではないのでしょうか。今年の夏も全国的に気温が高くなる予報となっておりますので、早めの熱中症対策を進めていくことが重要になってくるかと思えます。

また、局地的に「大雨特別警報」が発表されることも予想されますので、過去の記録から大雨によるリスクを予見し、災害時の避難方法・避難場所・連絡手段や非常食・非常持ち出し品等の確認も早めの対策が必要になってくるかと思えます。

最後になりますが、今回も気象庁からの様々な気象情報より、今年の夏の天候について調べてみましたが、是非、最新の気象情報や気象予報を入手し、皆様の安全と健康を保ちながらこの先迎える暑い季節を乗り切りたいだけだと思います。

「新春賀詞交歓会」開催される

令和 8 年 1 月 20 日（火）、京王プラザホテル八王子（八王子市）において多摩の 4 支部合同で新春賀詞交歓会が開催されました。

開催地の濱田八王子支部長の主催者代表挨拶に続き、ご来賓の国府田八王子署長と上島東基連専務理事からご挨拶をいただき、宮口立川支部長の乾杯の発声で賑やかに始まりました。会の途中では各支部長からそれぞれの監督署幹部の方々をご紹介いただき、幹部の皆様からは勤務地の特性や自己紹介などをいただきました。

ご参加の皆様は料理を召し上がりながら行政幹部や支部の枠を越えて他業種の方々との歓談を楽しみました。次回開催地の朝長三鷹支部長の中締めにより、盛況のうちにお開きとなりました。ご参加いただきました会員の皆様誠にありがとうございました。

講習会開催のご報告

基準部会講習会「ハラスメント対策強化に向けた改正のポイント」を開催

2 月 6 日（金）東基連たま研修センターに於いて、基準部講習会を開催しました。

主催者として挨拶をされた澤田副支部長（兼基準部会長）から、厚生労働省が 3 年毎に行っている「職場のハラスメントに関する実態調査」の紹介がありました。直近の 3 年間では職場で発生したパワハラ、セクハラなどの相談状況は減少しているが、「顧客等からの著しい迷惑行為（カスハラ）」の相談件数が増加しているとのことです。ハラスメント対策に取り組んでいる企業からは、「迷惑行為に対応する従業員等の精神的なケアが難しい」との回答も上がっているとのことでした。

講師にお迎えした東京労働局雇用環境・均等部の芥川指導官からは、「ハラスメント対策強化に向けた改正のポイント」と題して講演をいただきました。

「ハラスメントとは何か」「ハラスメントの定義」「職場での措置義務の内容」「望ましい取り組み」など、既に求められている対策について確認の説明がありました。また、今後措置義務となる「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」「カスタマーハラスメント」について、前段の確認を踏まえ分かりやすくご説明をいただき、理解を深めることができましたと思います。参加された皆様は熱心に耳を傾けておられました。

【お知らせ】

◎令和 8 年度定時支部会員総会を開催いたします

※ 4 月初旬に別便にて開催案内を郵送しております。

日 時： 令和 8 年 5 月 15 日（火）午後 3 時 30 分～ 場 所： 東基連多摩合同事務所・たま研修センター
総会終了後、懇親会を予定しております。 立川市曙町 1-21-1 いちご立川ビル 2 階

◎令和 8 年度会費納入のお願い

会費の納入につきまして 4 月初旬に請求書を発送しております。よろしくお願いたします。

編 集 後 記

2026 年 4 月 1 日から、自転車の反則金制度（青切符）が開始される。16 歳以上なら誰もが対象になる。「自分は大丈夫」と思っている、意外なルールで高額な反則金を支払うことになるから注意が必要だ。

制度導入の背景には、自転車による事故や危険運転の増加がある。信号無視やスマホ操作、傘さし運転など、普段見かける危険行為は歩行者や他の車両にとって大きなリスクになる。青切符はこうした違反に対して「罰則と教育のバランス」を取るための仕組みとも言える。自転車は便利な移動手段だが、同時に車両としての責任も伴う。今回の改正をきっかけに、一人ひとりが「自転車も車両である」という意識を持ち、互いに安全な道路環境を作る努力が必要だ。

（広報部員 M. I.）